

委任状
**（平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書）**

（あて先）大阪狭山市福祉事務所長

申出年月日 年 月 日
委任者氏名

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る申出について、下記の者を代理人に定めて、申出書作成・提出及び添付書類の提出を委任します。

記

代理人住所

代理人氏名

代理人電話番号

※ 代理人に係る証明書類（（１）と（２）の両方）

（１）身分証明書類

：マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、在留カードの写し等の身分証明書類

（２）その他の書類

- ・ 世帯員及び親族：戸籍謄本
- ・ 法定代理人：委任者本人の戸籍謄本または登記事項証明書
- ・ 施設等の職員：職員であることが分かる書類